

木古内町議会議員会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、木古内町議会議員会と称し、木古内町議会議員をもって組織する。

(事務所の所在)

第2条 本会の事務所は、木古内町字本町218番地内、木古内町議会事務局に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の資質の向上、親睦及び融和を図ると共に、町政の運営発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 会員相互の親睦並びに互助共済のための金品の贈呈。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員のうちから互選する。

会長1人、副会長1人、幹事2人、会計監事1人

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事の職務)

第7条 幹事は会務を評議し、執行を補助する。

(会計監事の職務)

第8条 会計監事は、会計の監査を行い、その結果を役員会及び総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とし、定期総会は毎年5月に開催する。

なお、会長が必要と認めたとき及び会員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して招集の要求があったときに会長が招集する。

(会議の議長)

第11条 会議における議長は、会長とする。

(会議の成立及び議決)

第12条 会議は会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2. 会議の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費の支弁)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(会費の拠出)

第14条 前条の会費は月額5,000円とし、毎月議員報酬から控除する。また6月と12月に支給される期末手当からも5,000円ずつ控除する。

(共済方法)

第15条 本会の共済方法は、別表第1に定めるところによる。

(書記)

第16条 本会に書記を置き、町議会事務局の職員の中から会長が委嘱する。

(会計・会務)

第17条 本会の会計及び会務は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとし、会長は決算を定期総会に報告しなければならない。

(会則の変更)

第18条 この会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

(書記の手当)

第19条 本会の書記に手当として、月額2,000円を支給する。

附 則

1. この会則は、昭和56年4月1日から適用する。
2. 第17条の規定にかかわらず初年度に限り会計年度は、昭和56年4月1日から昭和57年5月31日までとする。

改正附則

1. この会則は、昭和62年6月1日から適用する。

別表第1中10 (追加)

2. この会則は平成3年5月1日から適用する。

会費は月額3,000円を月額4,000円に改める。

3. この会則は平成7年5月1日から適用する。

定期総会開催日は、6月を5月に改める。

会費は月額4,000円を月額5,000円に改める。

会計及び会務は、6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるを5月1日に始まり翌年4月30日に終わるに改める。

4. この会則は平成8年5月1日から適用する。
別表第1中⑦改正
5. この会則は平成17年5月1日から適用する。
別表第1中③改正
6. この会則は平成18年7月1日から適用する。
別表第1中⑥、⑩改正
7. この会則は平成19年6月1日から適用する。
役員幹事を3人から2人に改める。
会費は月額5,000円を月額3,000円に改める。
本会の職員を本会の書記に、月額3,000円を月額2,000円に改める。
別表第1中①20,000円から10,000円、②50,000円から10,000円、③50,000円から30,000円、④30,000円から20,000円、⑤20,000円から10,000円、⑥30,000円から30,000円以内、⑦20年以上10,000円、25年以上20,000円を加え、40年以上60,000円から50年以上50,000円、⑧50,000円から10,000円に改める。
8. この会則は平成20年5月1日から適用する。
6月と12月の期末手当から5,000円を控除する。
9. この会則は平成23年5月1日から適用する。
会計監事2人を会計監事1人に改める。
別表第1中⑩を⑪に改め、⑩に会員が研修する場合2,500円に加える。
10. この会則は平成24年5月1日から適用する。
会費は月額3,000円を月額5,000円に改める。
11. この会則は平成29年6月1日から適用する。
別表第1に⑫会員または会員の配偶者が出産した場合10,000円、⑬元会員が死亡した場合15,000円以内を加える。
12. この会則は令和元年6月1日から適用する。
別表第1中⑨金額を5,000円から10,000円に改める。
13. この会則は、令和6年5月1日から適用する。
別表第1中⑬金額を「15,000円以内」から「20,000円」、「⑬元会員が死亡した場合15,000円以内」の次に「ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。」を加える。

別 表 第1

(単位：円)

共 済 金 支 給 内 訳		金 額
① 会員が病気又は負傷のため1ヶ月以上病臥し、又は入院10日以上にわたる場合		10,000
② 会員が結婚した場合		10,000
③ 会員が死亡した場合		30,000
④ 会員の配偶者が死亡した場合		20,000
⑤ 会員の父母及び子が死亡した場合		10,000
⑥ 会員が地震、水害その他不慮の災害により住宅又は家財の全部又は一部を滅失した場合		30,000 以内
⑦ 会員が議長会等から自治功労表彰を受けた場合	15年以上	10,000
	20年以上	10,000
	25年以上	20,000
	27年以上	30,000
	50年以上	50,000
⑧ 会員が金婚（結婚50年）の場合		10,000
⑨ 会員が行政視察をする場合	東京以南の場合	一人当り 10,000
	東京以北の場合（北海道を含む）	一人当り 10,000
⑩ 会員が研修する場合	東京以南・以北を問わず（北海道を含む）	一人当り 2,500
⑪ 会員が勇退した場合		30,000
⑫ 会員又は会員の配偶者が出産した場合		10,000
⑬ 元会員が死亡した場合		20,000

※ ③、④、⑤については別に供花等を添える。

※ ⑦の表彰については、15年、27年、50年以上の表彰は全国議長会、20年以上の表彰は渡島議長会、25年以上は道議長から表彰を受けた議員とする。

※ ⑨⑩については宿泊を伴うものとする。

※ ⑬については生花、供花等を添える。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。